

書いてございますが、要するに、これは法律のほうで御説明申し上げたいと思います。

五ページにまいりまして、それから、この電気事業法案のおもな内容は何かということでございますが、電気事業が地域的な独占的公益事業であるという特性にかんがみまして、電気事業者と使用者の利益の調整をはかり、また電気施設の保安を確保するということを目的としておりました。いままでの規制はおおむねそのままにいたしまして、今回さらにそれに加えて、日本経済及び電気事業の現状に即応するために、電気事業の広域的運営を大いに促進する。それから電気使用者に対するサービスを大いに強める。それから電気事業及び電気施設の保安の規制ということ、いままでは非常にごたごたしておりましたのを簡素化すべきところは簡素化すると同時に、また規制を加えるべきところは規制を加えるというふうな規制の簡素化、合理化をはかったということでございます。

そこで、内容に簡単に触れますと、電気事業の規制でございますが、電気事業の開始から廃止まで規制する必要があると思いますが、最近の実態に即応するために規制の合理化をはかりました。(イ)の事業規制につきましては、事業の許可とか譲り渡し、譲り受け、合併云々は現行のとおりでございますが、兼業の許可は、規制の必要性が特に強い一般電気事業者に限定的にいたしました。また、地域独占の規定につきましては、これを削除いたしました。新たに事業許可の基準に過剰設備の防止の規定を取り入れるということにいた

したわけであります。それから業務の規制につきましては、電気の供給義務、供給規定の認可及び電気料金につきましては、原則主義を明定をしております。それから電気事業者間の電気供給及び電気料金の認可、特約料金の認可というふうなことにつきましては、現在どおりでございますが、特定の需用に対する電気の供給の許可につきましては、自家発にも適用することにしたしております。(ロ)といたしましては、使用者に対するサービスの確保の努力義務を課し、必要ある場合は改善命令を出せる。また、末端の業務につきましては、業務方法の改善命令を出せるということにいたしました。それから電気事業者の業務についての苦情申し立て制度をはっきり明確にいたしましたわけでございます。会計及び財務規制につきましては、会計整理、渾水準備金、社債発行限度、一般担保の規定につきましては従来どおりでございますが、資本金額の変更、社債の募集、利益金の処分及び資金の借り入れの認可は廃止いたしました。そのかわり、新しく電気事業者の内部留保の充実はかるために、通産大臣は必要に応じて減価償却あるいは積み立て金をしるというふうな命令をすることができるといふこととした次第でございます。

それから広域運営でございますが、これは今後の問題といたしましては、ますます強化をするという必要がございますので、まず電気事業者の協調義務というものをはつきりうたいまして、さらに電気事業の許可の場合、その他の場合における許可基準に広域経済性の基準というものを導入いたしました。それから施設計画とか供給計画につきましても計画を提出させまして、通産大臣が必要ある場合には変更を勧告することができるようになります。電気の供給、受電、電気工作物の貸借、共用等の命令ができるというふうなことにいたしましたわけでありまして、

それから電気工作物に関する保安規制の合理化でございますが、これも最近の技術進歩に伴うと同時に、できるだけ自主的な保安体制をつくるという意味で、まず(イ)といたしまして、保安規定をつくらせる。それから同時に主任技術者をそれぞれのところに置かせる。さらには一般需用家の電気工作物に関する調査義務を課したというふうなことが規定されております。また電気事業者は、地域を限りまして通産大臣が指定をいたします専門機関に調査義務を委託できるということにいたしました。それからさらに、土地の一時使用等の公益事業特権を認めております。

最後に、その他といたしまして、電気事業審議会これはただいま神田先生からお話ございましたように、諮問機関として電気事業審議会及び電気主任技術者の資格審査会というものを設ける。その他公聴会、聴聞会、監査、検査官、水力調査、罰則というふうな規定を整備いたしました次第でございます。簡単にございますが、法案の内容について御説明申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で補足説明は終了いたしました。それでは、自後の審査は次回に譲ることといたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、産業災害に関する件の調査を進めます。

まず昨日の昭電の爆発事故について、政府から説明を聴取いたします。ちよつと速記をとめてください。

○委員長(前田久吉君) 速記を始めます。

倉八輕工業局長から説明を聴取いたします。

○政府委員(倉八正君) 昨日の昭電の川崎工場のプロピレン・オキサイドの災害につきまして簡単に御説明いたします。

この災害は、きのうの三時七分に起こりまして、原因はまたあとで詳しく御説明いたしますが、いまのところは全く調査中で、どういふ原因によるかというところははっきりわかりません。したがって、原因についての調査は現在のところわかりませんが、経過について申し上げますと、きのうの午後三時七分にプロピレン・オキサイドの貯蔵タンクが爆発した、大体十基並んでおる三基が爆発しまして、二基が倒れて、その倒れた二基から火を吹きまして、火炎放射器のような状況を呈しまして、そこにありました工事現場の詰所が焼けて、現在までわかつている死者が十二名、それから病院にいまかき込まれて手当てを受けている人が約五十名ございます。

以上がいままでの大体わかりました災害でございますが、通産省としましては、この災害が起こるとともに、さつそく所管課長と専門の技術者を六名急派させまして、徹夜できのうの調査をさせておりまして、その原因なりまた被害対策について検討しておりますが、さつそく全国の県知事に大臣名で、かかる事故が二度と起こらないように最善の注意を払えという通牒を出すとともに、またこの昭電に対しまして、この死傷者の手当て、あるいはその後の善後措置について万全の取計らいをするように、同じく大臣名で通牒を申し上げております。

○委員長(前田久吉君) 以上で説明は終了いたしました。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○岡三郎君 いま簡単な説明があったわけですが、通産省としていろいろこの原因究明に六名の係官を派遣したと言っておりますが、通産大臣として一片の何か通達を出された、こういうことであるようですが、現地にやはり担当の責任者がおもむいてやるだけの真実さがなければ私はならぬと思うのです。この点どうですか。

○国務大臣(福田一君) きょう私は四時半にこの事故を聞きまして、それからすぐに係官が現場へ急行いたしました。それから午後の十一時に昭電の社長が現場へ行っておりますので、その

後の事情も聴取いたしました。特に事故災害の罹災者の救助に重点を置いてもらおうと同時に、原因の究明を特にしていただきたいということを私は依頼をいたしておいたわけでありまして。いまの御質問の趣旨は、私がなぜ現場へ行つて罹災者その他に対する何らかの措置をとらなかつたかという御趣旨かと思ひます。そういう御趣旨でございますか。

○岡三郎君 いや、そういう趣旨も含めて、あなただけでは限定していません。

○国務大臣(福田一君) ただいま二名原因調査で現場に行つておりますが、御案内のように、われわれは産業の監督をいたしておるわけでありまして、これはまあ高圧ガスというふうな関係から特に関係があるわけでありまして、ガスの問題につきましては、ガスは都市ガスにつきましては、これはガスの法律がございまして、それから高圧ガスについては高圧ガス取締法というのがあるわけでありまして、この問題は実は低圧でございまして、高圧ガスの取り締まりのほうには関係は直接は、いまのところないようでございます。しかし、施設の一部には高圧の部分もございまして、やはりこれは関係はあるのでございまして、いづれにいたしましても、こういう二つの法律の施行は各都道府県の商工部が実際の取り締まりに当たつておるわけでございます。私といたしましては、現場に行くのも一つの考え方であると思ひますが、ああいふ事故のときに、われわれなどが入つて行つて足手まといになるおそれもあるし、また現実の問題とい

たしまして、私のところは、たとえばアルコールの事業などは私の直接所管でございますが、こういう場合には——私としては当然、もうそういう直接所管をいたしたことに付いては当然すぐ行かなければならないかと考えましたが、法律関係あるいはその他の点を考慮いたしました。私としては、係官を派遣して十分な原因究明に当たらせるといふことで、私自身は現場にはおもむいておらないわけでありまして。しかし、これからの日本の産業は重化学工業化ということが一番大きな命題になつておるのでありまして、その重化学工業化のうちでも、この種のいわゆる石油化学的なものはなおさら重要な成長部門であります。こういう成長部門においてこの種の問題が起きたといふことについては、われわれは深く考えてみなければならぬものがある。それは一つは、こういうふうなことで、いわゆる低圧であつても非常に爆発性のあるものについて取り締まり法規がなくていいかどうかという問題、それからまた、この種のものについて、いわゆるバートルはいたしておると会社でも言つておるのでありますが、そういう程度でいいのかどうか、そのいまだ取り締まりの方法でいいかどうかということ。それから、今度の事件は御案内のように、すぐ隣でまた増築工事をいたしておつた人がたいへんたくさん死傷をいたしておられます。昭和電工自体は、リモート・コントロールといひまして、まあいわゆる遠隔操作をやつておりますから、昭和関係では二名しか実は傷を受けた者がいないというふうな

ことになつております。こういうことで、そういう増設工事をする場合に、もしガス漏れでもあつたようなときには特に注意をしなければならぬと思ひます。まあ何かへいを建てておつたといふのでありますが、はたしてどの程度のことをしておつたか、これは明らかでありません。そうしてガス漏れがあつて、いわゆるプロピレンが出ておつて、それがどういふ原因で火がついたか、あるいは隣で増築しておる工場等、例の何といひますか、酸素の溶接等をやつた火花がそちらのほうへ入つて、そうして漏れておつたガスに引火して、その引火の結果、タンクが爆発したのではないかと一つ一つの考え方もある、これはまあ考え方でございまして、まだ明らかでございせんが、いろいろな原因が考えられますが、いづれにしても、こういう危険性のあるところで増築をする場合の準備あるいは注意の不足があつたものではなかつたかといふことも考えられるのであります。われわれとしては、こういう点を十分究明いたしますと同時に、よくこの種の災害がございまして、原因究明といふことに名をかりて、あとでどうもはつきりしなかつたというふうなことになるたりして、どうもその取り締まりその他が不徹底になるおそれがある。私はずみやか原因は調査いたさしますが、もしこれが明らかでない場合にも、想定されるような原因を土台といたしまして、今後の重化学工業部門の育成強化というふうな点から考えてみまして、また、これに關係をしておる従業員の立場を考へ、あるいはその近所に住まいをし

ておる人たち、あるいはまた工場の人たちといふような人たちのことも考えながら、もっと徹底した取り締まりをするように何らかの措置を考へていきたい、場合によつては法的な規制等も十分考慮いたさねばならぬまいかと考えておるわけでございます。

○岡三郎君 私の質問したことについて、だいぶん親切な答弁があつたわけですが、端的に私が言つてゐるのは、何も大臣に限らず、大臣が多用な場合は、やはり局長なり政務次官なり次官がおるわけですから、そういうふうな点で、やはり後半にいま大臣が答弁したように、これは石油化学としての事故としては一番大きな最近にない事故ですね。特に石油化学としてはこれは初めての重大事故と言っても過言でない、高度経済成長の中における一つの大きな事件だと私たちは考えるわけです。つまり急激な産業の膨張、そういうふうなことから安全性の確保といふか、人命の尊重といふものが、政治全般から懸念されてゐる、ここに問題点があるのじゃないかといふふうに私は考えるわけですが、これは先年、十一月の鶴見の国鉄事故、それからまあ炭鉱災害、だいたい統括してありますが、根本的に言つて、生産性を上げるというところで、人命というものが非常に軽んじられてゐる、こういう指摘をいふんしばしばされてきたわけですよ。いわゆる政治、行政全体の中において、大臣は今後どれだけやられるか知らぬけれども、失礼ですけれども、七月の総裁公選をめぐつて、やめられるかもしれないことになると、あなたはここでこれに対して十分なる対策をやらなければならぬことになつておる人たちが、あるいはまた工場の人

などと言つても、七十五日たつと、のど元過ぎれば熱さを忘れて、全然こういう問題が放置されてしまふ。火災が爆発して、ずいぶん負傷者が出た、それが神奈川県です。このごろはもう神奈川県というのは東京のしわが寄つてきて、狭いところに何でもかんでもつくつてしまふから、もう道路を走つてゐる車からして爆発して、もう毎年々々多くの人命を損傷してゐる、こういうことなんです。そういうふうな点では担当大臣なり、それぞれの責任者が、いろいろとお忙しいでしょうけれども、やはりその中で責任者が行つて、直接現場を見てくるといふことによつて、そういう被害というものを防止するといふ気持ちが強く出てくるのではないかと。ただ一片の通達でしかり監督せいか、注意をせいかい、こういう訓令的な指令で問題が糊塗されていくところに、私は問題点があるのじゃないかといふふうに考えるわけなんです。それで、軽工業局長も出かけて行つたかどうか知らぬが、低圧のほうだから、いまの高圧ガス取締法に抵触しないから行かないなどといふことを私はここで聞くことは残念だと思ひます。とにかく、高圧ガス取締法もずいぶんおこなれてゐるわけでしょう。消防法が一つあるだけです。消防法なんていつたつて全然問題にならぬ。いまの近代的な技術革新の中に即応するいわゆる安全体制、こういうものをどう考へてゐるかといふことに、日本のいまの行政なり政治の根本問題があると思ひます。

国鉄は昨年の十一月の事故にかんがみて画期的に、政府自体も初めて八十九億の、いわゆる一番衝突事故の

多い踏切等について真剣に乗り出した。つまりこのことについては、国鉄自体の経済的な面からいっても重大な負担だけれども、あえて国に要請して、政府がそれだけの金を出したという画期的な取り組みになったと思うのです。

こういうふうな事故というもののについて、いまの通産大臣のこぼれを聞いていられると、今後法規の改正もしなければならぬかも知れぬということではなくて、やはり率直に、高度経済成長下における石油化学という近代産業の中にあられた大きな災害として、これをどう見ていくかということについての私は見解を聞きたかったわけですが、そういうふうな点で、いま一応説明がありましたが、具体的に言つて、三十八年度の死亡者六千四百三十人を含めて災害を受けた人は七十五万人を見ている、こういうふうな非常に大きな問題なんですね。こういうことで、こしに入つても猛烈な事故が起つてきている。そういうふうな点でこの取り締まりの方向というものについて、監督する方向については非常に何だかはつきりしない。いま大臣が言つたように、県の商工部の工業課の連中が監督しに行っている。ところが、こういう近代産業というものをやはり具体的に伸ばしているのは、政府の指導によつてまあ設備投資等をやらせてきているわけだ。そういうことになるならば、抜本的にひとつ近代化に伴うところの安全装置と言いますか、そういうものについてどういうふうにお考えになっているのか。たとえばこの建設事業については労働省の基準監督署等が管理、管轄している。他方いま

言つたようなそういうふうな施設については、高圧の部分については、いま言つたような取締法でやっていると言つておられますが、こういう爆発するところの——低圧に限らず、こういうものについて新しい段階にきているというところは大臣も認めておられると思うのです。そういう点で、これを機会に積極的にそういう面について取り組むという姿勢が端的に私はあらわれてこなければならぬ。そのあらわれ方が、やはり責任ある人が現地に行つて、そして被害を受けたそういう人々に対して見舞いをするともに、基本的にそういう面について取り組むのだ、こういう姿勢があつて初めて禍を転じて福となすと、こういうことになると思うのです。こまかい点は抜きにして、大臣は七月にやめられたら、おれのことじゃなくなるわけですから、そういう点については抜本的に——いまの官僚機構そのものもだめなわけです。一年ないし一年半ぐらいたてば、上の連中はほとんど変わつていくわけですね。すると、やはりその時が過ぎてしまつて、責任がはつきりしないままにいつてもずるずるという結果になつてしまつておられる。これはいま大臣が言われたとおりだと思つておられます。そうすからひとつ、福田通産大臣のもとで、時間はたいへん短いと言つては失礼ですが、けれども、やはり基本的な施策というものを立ててもらいたい。特に高度経済成長の中における通産大臣の果たしたところの役割は、最近においては通産大臣のキャリアというのはかなり長いわけですね。そういう点で私は端的にそういう面でも申し上げたわけですが、そういう点について具体的にこ

ういうふうにしてひとつやりたい、低圧でも爆発するものだから、具体的にこれはどういうふうな処理するのが石油化学全般について——やはりこういう問題だけでなくて、日常的にも四日市の問題でぜんそくというふうないろいろな問題が起つておられる。公害的な問題が石油からいろいろ起つておられる。横浜、鶴見、川崎等においても横浜ぜんそくとかいう公害的な問題がいろいろ起つておられます。はなやかな産業伸張に伴う裏側における人間の損害というものは、この爆発だけにとどまらないのです。そういう点についてもやはり真剣に、近代産業を伸ばすとともに、その裏付けとしての安全保障というものを確立してもらわねえと困るということが、私はこの問題の根本問題ではないかというふうに考えるのです。これからでもおそくないですか、高圧ガス取締法だけではだめだ、時代おくれなのだという点について率直に認めて、石油化学全体について新たにこの問題を取り上げていくという形の中で御検討をいただく意味において、やはり責任者が出かけるべきだと思つたのですが、どうですか。係官六名ぐらいではだめですよ。

○国務大臣(福田一君) いま御指摘のございました石油化学の問題に關しまして、石油化学だけというよりは、まづ公害の問題というのが一つの私はテーマだと思つておられます。これは爆発事故等とは直接のあはれはございませんが、長い間に影響を大きく与えていくという意味で、実は私たちが非常に心配をいたしております。御案内のように静岡に石油コンビナートをつくる話もございましたが、これはもうしくまく公害問題が解決しない限りは、われわれは認可をしないという態度を明らかにしておるわけでありまして、この公害の問題はまた一つの問題として、今後ますますお説のとおり新しい仕組みを考へる、措置を考へていかなければならないと思つておられます。

それから、今度の爆発事故でございますが、私は何も言ひわけを申し上げるわけではございませんが、この種の工場というものは一応リモートコントロール、遠隔操作をやつておられます。大体、そして非常に近代的な産業でございますから、建設するときに一番安全ということを考へておかなければならないわけでございます。それで、建設のときに非常に安全度を考へてやつておられますので、めつたには起きない、実を言つて事故なのであります。これは度數でござらんかださればわかりますので、昭和三十年代では今度が三度目になっておるわけでございます。そのかわり起るとなかなかなか大きな被害を起すわけでありまして、今度のような大事故が起きましたのは、隣で増築工事をやつておつたというところが、いわゆる死傷が多かつた一番大きな原因でありますけれども、それだからといって、私たちはこれをほつておいていいというわけではない。ですから、先ほど申しましたように、法制的に不備な点があればこれを直さなければならぬ、これがまず第一点。それから今後こういうふうな増築工事をするとときには、はたしてそれだけのスペースがあるかどうか、隣との関係が、隣接関係がどうなつておるかという点も十分研究をいたしまして、いわゆる災害防止という見地からもう一度増設その他の場合には検討してみることがある。そういうことで、実を言いますと、こういうものをやるときには、われわれの關係におきましては、資金の面で実は監督ができることに相なつておられるのであります。しかし、その場合においてもこれを検討した上でなければこれを認めるわけにいかない。法制的でなくとも、實際行政的にできることとありますから、こういうふうな組合あるいは会社に通達を出して、今後そういうことをやる場合にはちゃんと許可を得てやるような措置をとらしたい、こう思つております。

的に実は考えているわけでありませう。

であります。

いずれにいたしましても、こういう

具体的な点で一、二聞き

ような諸般の施策をとらなければなら

ますが、いまのいわゆる監督指導とい

ないに存じておりますが、御指摘のよ

うものを県の商工部の工業課の人々に

うに、われわれがそういう問題につい

て注意を喚起しそれに熱を入れている

という姿が現実にはあらわれないのは遺

憾であるということにつきましましては、

私としても十分考慮していただきまし

て、適当な時期に視察なり何なりす

るほうがいいということであれば、何

もそんなことを私はなんでも行なう

ではございませう。ただ、きのう行きま

せんでしたのは、実際聞いてみますと

いうと、現場の付近ではたいへんな騒

ぎで、混乱の最中でありませう。そう

いうときに私が行っていいかどうかとい

うことを考えたのであります。行った

ほうがいいということも考えられます

が、しかし、行ってかえってそういう

片づけるのにじやまになるというよう

なことも考えられます。私としては、

すぐに行かぬでも、これは適当な時期

に行つて視察したいとは思つており

ますが、きのう行かなかつたのは怠慢

であるというようなおしかりを受ける

ということであれば、これはおわびを

いたしておかなければならないかと思

います。ただ、いまの法制上からい

いますと、国鉄の場合だと何となくい

うのとちよつと事情が違つてはいるわ

けでございませう。しかし、あなたが言

われたように、いわゆる重化学工業化

をやらなければならぬということ

は、私もいつも言つてはいるし、そうい

う意味でこういう点についてもう少し

注意をし、また、そういう点に力を入

れているという姿を示せというおしかり

は、ごもつともだと私は考えているの

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

であります。

ればこれは爆発することは当然なんで

す。これはそういうふうな要素を持つ

ているときに、ここにこういうふうな

増設工事をする、こういう計画は通産

省のほうとしては知らないわけなんで

すか。どういふようなことなんです

か。要するに、狭いところに危険物が

ある、その危険物のそばにまた新しい

ものをつくる、そういうふうなことに

よつて事故というものは起こる可能性

があるのではないかと、もうふうなこと

をお考えになつておられるのかどう

か。つまり端的にいうと、もう少し厳

格なる監督というものが、もう少し

なガスという問題については特段に必

要なんではないか、こういうふうなこ

とを考へるわけですが、監督の点につ

いて、ひとつ見解を聞きたいと思いま

す。

〇政府委員(倉八正君) 第一の御指摘

の、通産省は監督を各府県庁にまか

せつきりにして、監督の度合いが足ら

ないではないかという御質疑である

と思ひますが、全国にいま大体プロパ

ンの販売所まで入れれば六万以上ござ

います。高圧ガス取締法の適用を受ける

ものは、そこでこの問題につきまし

て、北は北海道から南は鹿児島からと

いうので、本省みずからは事実問題と

してできないと思ひます。したがいま

して、これは本省といひましては、

毎日毎日進化している技術革新に應じ

まして、保安はどういう基準で、どう

いう幅でやるべきであるかというい

ゆる基本大綱、基本基準というものを

きめまして、その実施を通産局及び府

県庁にまかせておるわけでありませう。

したが、いま、府県にまかせておる

申しますか、府県のほうにおきまして

は、それを実施する人数が、私は率直

に申し上げれば、御指摘のとおり少し

足りないじやないかと思ひます。それ

で現在全国で百九十七名の府県の高圧

ガスのいわゆる担当官がおりますが、

これをもう少し質もあるいは数も増し

まして、もつと機動的に動けるように

するの、監督側に立つわれわれの一

つの使命ではないかと思ひます。それ

から第二には、保安の問題というの

は、官だけの、われわれとしましては

現業ではございませうから、国鉄あた

りと違つて現業ではございませう

ら、結局第二のいわゆる大きい問題と

しましては、実際それをやつておられ

ます各企業家が、ほんとうにそれを真

剣になつてこれを深刻に考へる。それ

が、あつたあつた、私は初めて保安の完

べきといふものが期せられるのじやな

いかと思ひます。

それから先生の第二の御質問の、危

険物があるときに、特に密集地帯にお

いては一定の安全距離をとるべきで

か、あるいは安全装置をとるべきで

ないかという御趣旨だと思ひますが、

全くそのとおりでございませう。それ

で、現在も高圧ガス取締法におきま

す、業種によつて違ひますが、非常な

綿密な基準を設けて、こういうガ

スについてはどれくらい壁を持て、

あるいはこういうものについてはどれ

くらい保安距離をつくつておかな

てはいけないというところで、厳重な基

準をもつて立法しているわけござい

ますが、たまたまきのうの例は、十本

入つておりましたP.O.のタンクとい

うのは、さつきから御指摘ありますやう

に低圧のものでございまして、それか

ら十七、八メートル離れたところにつ

くつてはいるわけでありませう。したが

まして、低圧ではあるが、あつたとい

うことから、中に防壁をつくりまし

て、防壁といひまして、請負人がつ

くつたのはトタン板でございませう

が、これを張りまして溶接の火花を防ぐ、

あるいはじんあいをそこで一部防ぐと

いう措置をとつた次第でございませ

うが、御指摘のように保安距離の制限と

それから保安施設の設備というの、

増設及び改築の場合にもこれは最も重

要なこと、今度のわれわれがいま考

えております新しい基準にもぜひこれ

を盛り込みたいと思つております。

〇岡三郎君 答弁はひとつ簡単にし

て、私がつたのは、こういうふうな密

集したところへ新しいものを増設する

ということになると、向こうのほうから

あつたものを増設するということにつ

いて通産省のほうにも相談があるわ

けでございませう。それはどうな

〇政府委員(倉八正君) ございませ

ん。

〇岡三郎君 そうすると、勝手にどこ

の工場でもつくつてはいる。しかし、そ

のものが非常に危険性があるとい

うことになる、これはだれが責任を

負うかということになつてくると、非

常に問題だと思ひます。ですから、

そういうふうなものについて、はつて

おけば、こういうふうな土地の価格が非

常に暴騰しておりますから、やはり密

集したところへ無理しても増設する

という形は避け得られないと私は思

ひます。ということになれば、やはり建

設作業と、そういう危険物との関係とい

うものを考へて、いった場合には、こ

れは新しい角度で、そういうものにつ

は十分危険性を考慮しての認可というか、許可というか、そういうものを考へていかなければ、私は間違ひがさらに起るのではないかと気がするわけですから、この点が一つです。

いまの全体のいろいろな事業所、それに比して監督する者が非常に少ない、これを増強するということがありますが、現在のところは労働省、通産省、警察、消防、地方自治体、さまざまな形において、ばらばらの形において注意したり監督したりしているわけですから、これは、通産省にこういうことをしたほうがよいということよりも、行政全般としてやはりこういうふうな技術革新が進むという形の中で、日常的な問題として、危険物に対しては警察なり消防なりやはり地元にいる連中にある程度の力を与えて、工場の災害の防止に当たるというふうなことで、その上に立つて県なり労働省なり通産省等が、それぞれの分野において一元的に監督していくという方法がとれないものか。全部がそれぞれ行つて、今朝共同調査をしておりますが、それぞれの分野の範囲の中に閉じこもつて、あとはこちらのことじゃないという形になつていくわけですから、端的に言つて、ですから、調査のしかた自体も、それぞれの責任の分野においての調査のしかたという形になつて、全体に脈絡一貫していかない。ですから会社自体も独自に調査機関を持つてやるといつておりますが、そういう点で県庁に対してまかせるといふことだけではなくして、やはり一貫した工場災害防止についての通産省の方向づけというものをお一べん御検討いただきたいと思ひます。すぐそれによつて法規をつくれば

いうことではないけれども、やはり行政的に見てももう少し能率的に監督する方法があるのではないかと気がするのですが、いろいろな法規がかえつてじやまして、あれはおれのほうの分野じゃないから入らない。そうすると、今度はこちらのほうはそういう分野ではないから入らない、その法規と法規の間に盲点があつて、そういう点になつてしまふ。結局責任の所在という問題から不明瞭になつてしまふというところが、今回の事件でも出てくると思ひます。そういう取り締まりの点についてもう少し具体的に進めてもらいたい、こういうふうなことを御検討して、ばらばらの監督というものをもう少し一元化の方向で行政全般に臨んでもらいたい、そういうことを御検討いただきたいと思ひますが、これはどうでしょう。

○国務大臣(福田一君) ただいまの問題は、政治の姿の問題でございすから、私からお答えしたほうがよいと思ひます。御趣旨に沿つて検討を進めたいと思ひます。なお、先ほど七月改選になると、私が何か言つても、すぐ消えてしまふだろうという御趣旨の御発言がありました。断じてそのようなことがないように、ちゃんと措置してまいりたいと思ひます。

○岡三郎君 力強い大臣のことばがあつたので、ひとつこの点はこれを一つの問題として、石油化学にとどまらず、全般の問題としてやつてもらいたいと思ひます。いまの法規にしても、時代おくれです。少しおくれ過ぎています。監督方法も技術革新という名

にふさわしくない監督の形態がある。つまり、産業の進歩に追いつけない形がずつと出てきているのです。たとえば年間を通じて安全週間をつくられることもけつこうですが、安全週間が終わると、また今度は事故が出てくる。こういう形では困る。そういうふうな点で、ひとつじみちな方向で、現在の高度経済成長に伴う施設の拡大、あるいは技術革新等に伴う安全体制というものをよりよくお考えいただきたいと思ひます。これは非常に指摘しておられるというところは、ひとつ高圧ガス取締法を含めて、検討してもらつた方が、これは希望意見です。

あと、このガス漏れを検査器で調べたとか調べないとか、ガスの漏れていくのをだれか通行人が、そこを通つた人が聞いたというニュースも一、二あるわけですから、そういう知識が全然ないから、おれのほうは家を建てればよいのだ、そうしてしまつたらよいに下請ですから、まごまごしていたらもうかるどころではなくて、人件費も出てこない、こういうことで、このごろは下請ではなく孫請といふことばがはやつておりますが、子供の下の孫の下請がいて、そこまですると、しかもその上に、支払遅延防止法があるけれども、これはさっぱり役に立たない、ざる法である。働いても手形がだんだん延びてしまつて、そういうふうなことで切詰めて無理な作業をする、そういうことが潜在的ないろいろな災害の一つの原因だともいわれておりますが、そういうふうな点を考えると、ガ

ス漏れとかそういうような点について、これは高圧ガス取締法の中でどういうふうになつておりますか。

○政府委員(倉八正君) これは、ガス漏れというのはちよつと一がいにはずばりお答えしなかつたのは、高圧ガスが空気に触れて、それがガスになつたというふうな場合には、これは高圧ガスの取り締まりを受けますが、たとえば天然ガスとかそれから一般のタウンガス、これは低圧のガスでございすから、これは高圧ガスの対象にはなりません。きのうの事件の場合はプロピレン・オキサイド、POというのが入つております。それが漏れたという、これは高圧ガスではございせんから、法規解釈からすれば高圧ガス取締法の対象にはならない、こういうことでございす。

○岡三郎君 そういった通り一べんのことを聞いていたのじゃなく、現に爆発したじゃないですか。低圧だから爆発しないから取り締まらない、こういう考え方は、いまの法規がこうなつてくるから、それはおれは監督できない。そんな無知文盲みたいな答えを聞いているのじゃないですよ。行政的に取締法の法規の外だつて、高圧以上のような爆発力があるのです。そこへ漏れれば気化するわけでしょう。気化した中において点火すれば猛烈な爆発力を持つていくというところはみんな簡単にわかるわけですから、そういうものを、どうしてそういうふうな答弁をするのか。

○政府委員(倉八正君) 私の舌足らずでございまして、この高圧ガスの取り扱ひをどうするかというお尋ねだから、私はそういうお答えをしたのです

が、いまのPOが蒸気化しまして出たそのガスの取り締まりは、法規上からいへば消防法の対象でございす。しかし、工場内の有機的なつながりにおいては同じ効果を持しますから、われわれのほうとしましては、工場に対する注意というのは、高圧ガスは法規に基づき、その他のガスにつきましては行政指導に基づきまして、災害を起さないように万全の策をとれということとをわれわれのほうは指示しております。

○岡三郎君 端的に言つて、そうすると、高圧ガス取締法ではだめだから、だから低圧もそういう危険性があるというところが現実証明されてきたわけですから、この取り締まり法規はつくりますね。これはつくりなればよいことと、法の対象になつていないから、これは検査ということも法規の対象になつていないから監督のほうは十分にしないというふうなものとれるわけですから、ワケ外の問題だから、それは低圧にしてもこういう危険なものについては、当然そういう法規をつくるべきだと私は思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(倉八正君) さっきからの先生の御質問のように、非常に新しいこういう物質が毎年々々出ておりました、それでいわゆる法規の対象が追いつかないというのが現状でございす。このPOというものは四年前から出てきた、したがしまして、そういう場合には消防法の対象でいくか、あるいは可燃性ガス取締法というものをつくります、そういう工場内のそういう取り締まりを一元的にやるがいいか、

はつておくというわけには私はいかないと思う。だから先ほども岡委員の質問にもお答えいたしましたのであります。これはわれわれは別途に十分な原因調査をすると同時に、想定され得る原因についてもこれはひとつ何らかの措置をとる必要がある、こう私は考えておるわけでございます。

○阿貝根登君 高圧ガス取締法では保安管理員を置くようになってゐるわけですね。そうしてこれは通産大臣の諮問機関になっておるわけですか。これはまあプロレン・オキサイドですか、これはこの法律に適用されないからといって、これと準ずるかこれ以上の危険物であつて、いずれも同じような性格のものである。それを取り締まる法律がないというのがおかしいですね。こういう新しい製品が出てくるならば、新しい工業が発達してくるならば、それを許可するときはすでにこの危険性というものはわかつておるはずで、三十六度のときに〇・何度とおつしたけれども、こういう危険物というものはわかつておるのに、なぜ保安の法律は考えずに生産だけ許可するかのうのがいまの資本主義の行き方なんです。だから生産を進めばいいんだ、そうして数年たつてもこういう危険なものがどうして高圧ガス取締法にも触れないだらうかといわれるような危険なものが残つておるわけですね。そうすると、ここにはちゃんとこういう保安管理員なるものがある、その保安管理員なるものがある、通産大臣の諮問機関でもあるものがある、当然こういう工場が申請された場合、これはここでも諮問して、これは一体どうあるべきか、別に低圧ガス

の取り締まり法をつくるのか、あるいは高圧ガスの定義を少し拡大するのか、こういうことをしなければ私は取り締まりできないと思うんですがね。そうしませんが、こういう事故が起きて、そして十数人の人が死んで、数十人の人が重傷を負つて、初めてこういう問題が国会で論議されるというのはまたおかしいと思うのです。だから保安管理員に対する諮問をされるか、それとも別に高圧ガスと違つた低圧ガスに対する取り締まり法を早急におつくりになるかどうか、これを聞いておきます。

○国務大臣(福田一君) 私はいずれの方法をとるかというところは申し上げません。いずれかの方法をとつてこの種の問題は起きないようにしなければならぬ、こう考えております。實際をいへば、法律的には何か責任がないような感じがしますが、私はやっぱり行政をやつておるという立場からいへば、もう少し気をつけなければいけないじゃないかという道義的なやつぱり責任は免れないと思つております。しかし、そうはいつてみても、日進月歩のことでございますし、一応は消防法というもので取り締まつておつただけけれども、それだけで十分であつたかどうかといふところまでこまかい配慮をすべきであつたのではないかと御趣旨であれば、われわれとしてもまだここに遺憾であつたとおわびしなければならぬと思ひます。

○阿貝根登君 局長にもう一つお尋ねしておきますが、この種の化学工場が日本に現在幾つありますか。この法律の対象にならないこの種の化学産業が日本にどのくらいありますか。

○政府委員(倉八正君) この種の対象にならないというのは非常に定義がむづかしいのでございますが、たとえばこのプロレン・オキサイドあるいはプロレン・グライコールというのは引火性が強い、それが全国に約十二、三すでにありますが、ほかの所に。

○阿貝根登君 これじゃなくて、普通の石油関係の低圧はないですか。これは全部高圧ですか。この種の爆発危険性のあるもので、爆発あるいは引火の非常に可能性のある危険物で、しかも圧縮されたやつで高圧ガス取締法にかからない産業は幾つありますかと聞いておるのです。

○政府委員(倉八正君) いまの御趣旨のような工場が大体三十近くございまして。

○阿貝根登君 時間を節約するためにはしよりますが、それだけのものがあるとするれば、こういう法の取り締まり対象からはずれて、消防法でこれが守られておる、こういうことは早急に直してもらわなきゃいかぬと思ふのです。

それから先に進みますが、通産大臣に――労働大臣が見えるまでと思つておつたのですが、まだお見えにならぬから、石炭の問題もありますので、あわせてお尋ねいたします。石炭で現在四人の人がなくなつて、二人の人がまだ上がつてこない。今度川崎で十二名の人が死んで重傷が五十六名、軽傷が五十四名、こういうことになつておるわけですね。ところが現在政府に出されております労働災害の防止法についての答申案は人命尊重が第一であるのに、人命尊重に対する考え方が薄い。だから人命尊重というのをまず考えろ

ということがいわれておるわけなんです。そこで、そういう立場に立つてお尋ねしますが、大臣の答弁によりますとこの十二名死んだ、五十六名重傷を受けた人たちは請負の下請のまた下請だ、こうおつしやるわけですか。そうすると、その人たちは実に少ない賃金で働いておると思ひます。これが労災法の適用を受けても千日分です。そうすると、これはわずかに何十万かの保険金で私は打ち切られるのではないかと思ふ。その観点から見ると、人間の生命の尊重というのを何と一体考えておるのか。小企業の人には三十万か五十万の命か、大企業の人には百万か二百万の命か、こういうことではないのかという問題なんです。こういう質問をする、すぐそれは会社の経理内容によつてこのくらいしか私われないとか、このくらい私われないとかいって人間の生命の尊重の前に経済を考へられるのがいまの政府のあり方です。私はそれが逆だと言つておるのです。きょう本会議でこれは質問したくしょうがなかったのです。しかし、ついに質問させられなかつたので、やむを得ずここで質問しておるのですが、人間の生命というものはその企業の能力によつて軽重が問われるものではないと思ふ。

金で換算することはできないけれども、人間の生命というものは、その人がなくなつたならば、その人の家族がある一定の時期になるまでは生活のできるだけの責任は当然これは政府なり会社なりが持たなければならぬと思ふ。そうすると、政府自体の考え方が、一人の人が事故によつて死んだならば、その子供が何歳になるまではこのくらいの費用が要る、あるいは年金

という考え方も出てきます。これだけの金を払わなければならぬ、こう最低をまずきめなければならぬと思ふ。それが今度は中小企業なり、いま犠牲になつた十二名の方、下請の下請、こういうような方ですとそれまで払えない、そういう人たちの払う方法をどうするか。これは労災補償の考え方を變えて、保険の考え方を變えて、そうしてその人たちに払えるようにしてやつて初めて私はできると思ふ。先ほど岡君も言つておりましたように、六千四百名の人が死んでおる。これは五カ年計画で半分にしてと政府は言つてゐる。半分にしても三千二百名の人が死んでゐる。そうして自動車事故とか、あるいはこういう下請の下請の人なんかはおよそ最大四、五十万で私は泣き寝入りだと思ふ。だから事故の起こらないようにするというのが第一であるけれども、その根底に流れておるものは人命の尊重だ、こうなる。人命の尊重は何かというと、そういう基準をまず引かなければならぬ。自分が仕事しておつた会社の経済力によつて上げ下げされるというところは私は間違つておると思ふ。だから一応最低の線を引いて、それから上の線は出すべきである、こう思ふのですが、そういう基本的な人命尊重という立場に立つて、労働大臣がお見えにならないからひとつ通産大臣からお尋ねし、基幹局長が見えておりますからお尋ねしておきます。

○国務大臣(福田一君) この労働災害が起きました場合のいわゆる保険の問題等につきましては、労働大臣は閣議の席上においてもできるだけすみやかに支出をする、こういうような発言を

という考え方も出てきます。これだけの金を払わなければならぬ、こう最低をまずきめなければならぬと思ふ。それが今度は中小企業なり、いま犠牲になつた十二名の方、下請の下請、こういうような方ですとそれまで払えない、そういう人たちの払う方法をどうするか。これは労災補償の考え方を變えて、保険の考え方を變えて、そうしてその人たちに払えるようにしてやつて初めて私はできると思ふ。先ほど岡君も言つておりましたように、六千四百名の人が死んでおる。これは五カ年計画で半分にしてと政府は言つてゐる。半分にしても三千二百名の人が死んでゐる。そうして自動車事故とか、あるいはこういう下請の下請の人なんかはおよそ最大四、五十万で私は泣き寝入りだと思ふ。だから事故の起こらないようにするというのが第一であるけれども、その根底に流れておるものは人命の尊重だ、こうなる。人命の尊重は何かというと、そういう基準をまず引かなければならぬ。自分が仕事しておつた会社の経済力によつて上げ下げされるというところは私は間違つておると思ふ。だから一応最低の線を引いて、それから上の線は出すべきである、こう思ふのですが、そういう基本的な人命尊重という立場に立つて、労働大臣がお見えにならないからひとつ通産大臣からお尋ねし、基幹局長が見えておりますからお尋ねしておきます。

○国務大臣(福田一君) この労働災害が起きました場合のいわゆる保険の問題等につきましては、労働大臣は閣議の席上においてもできるだけすみやかに支出をする、こういうような発言を

という考え方も出てきます。これだけの金を払わなければならぬ、こう最低をまずきめなければならぬと思ふ。それが今度は中小企業なり、いま犠牲になつた十二名の方、下請の下請、こういうような方ですとそれまで払えない、そういう人たちの払う方法をどうするか。これは労災補償の考え方を變えて、保険の考え方を變えて、そうしてその人たちに払えるようにしてやつて初めて私はできると思ふ。先ほど岡君も言つておりましたように、六千四百名の人が死んでおる。これは五カ年計画で半分にしてと政府は言つてゐる。半分にしても三千二百名の人が死んでゐる。そうして自動車事故とか、あるいはこういう下請の下請の人なんかはおよそ最大四、五十万で私は泣き寝入りだと思ふ。だから事故の起こらないようにするというのが第一であるけれども、その根底に流れておるものは人命の尊重だ、こうなる。人命の尊重は何かというと、そういう基準をまず引かなければならぬ。自分が仕事しておつた会社の経済力によつて上げ下げされるというところは私は間違つておると思ふ。だから一応最低の線を引いて、それから上の線は出すべきである、こう思ふのですが、そういう基本的な人命尊重という立場に立つて、労働大臣がお見えにならないからひとつ通産大臣からお尋ねし、基幹局長が見えておりますからお尋ねしておきます。

○国務大臣(福田一君) この労働災害が起きました場合のいわゆる保険の問題等につきましては、労働大臣は閣議の席上においてもできるだけすみやかに支出をする、こういうような発言を

命というものは同じだと思ふ。この人は下請の下請であつたけれども、親会社がりっぱだからと何とかいって、気の毒だから同情金を出してやるよというよな、そういう考え方が何で人命尊重に通ずるものかと思う。口を開けば人命尊重とおっしゃるけれども、そうじゃないんです、それは。私の言つておる人命尊重というものは、金がなからうがあろうが、人間が一人死んだならば、この残された家族がやつていけるだけの補償をしなければならぬ、これが基本になつておる、私の考へ方は。その基本から、中小企業はそれではやつていけない、やつていけないかつたならば保険制度をどうすべきか

ぬ。いまの考え方は、その会社の経理状態、あるいはその会社の営業状態において補償していくようになっておる。それは私は逆だと思ふんですが、今度こういう事故も起こっておりますし、特に防災防止法を審議しておる過程でもございますので、これを明らかにして諮問される場合にその基本線を示されて、このためには一体保険制度はどうあるべきか、防災の千日分はこれが適當であるか適當でないか、そういう基本線が立つておらなければ、いまのような答弁になって、幸い親会社が安西さんで、人を信用しなければならぬので、この人に言つて相當な金を出してあげましょう。そういうような考え方は私は人命尊重の上に立つておらないと考えるんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 阿具根委員のお説には私も全く同感でございますが、現在では私どもも千日分の補償で

は今日いかかであらうかというふうには考えておるのをごさいます。したがって、これをある程度まで引き上げる、引き上げるについては、同時に制度としていままのようない時金がよろしいか、あるいは性質的に見て年金制度に移行するほうがよろしいか、これとに外国の実例等を見ますという、年金制度が今日国際的な水準に相なっておるのをごさいます、少なくとも年金制度を主体として、そして一時金をいかにあばいていくかというふうな考え方が考えられるわけなのでございますが、これらの点につきましましては、ただいまおくれればでございますが、すでに労災保険審議会におきまして御検討をお願いいたしておるところでございます。その結論を待ちまして、すみやかに国会の御審議をいたしたい、かように取り計らっておるところでございます。今回の災害は、その運びがつかない前にでき上がったことでございます。法律の要求する最小限度といたしましては、千日分の補償金ということでございますが、この法律はあくまでも最小限度を考へておるものでございまして、したがって労災保険といたしましては、これは法律による要求額を支払することを目的とした保険でございます。これにおいてそれ以上の金額を考へるといふわけにはまいりません。しかしながら、使用者等の理解ある措置をできるだけ勧奨いたしまして問題の解決をはかりたい、かように存じておる次第でございます。

○阿具根登君 大臣の話を聞いておりますと、非常に私の言うことに賛成しておられるようにけれども、そうでもないように聞こえるわけなんです。審議会に諮問されるのはけつこうなんですけれども、その考え方が私はこれでいいのか、これではもう時代おくれのようだと思う。外国でも年金をやっておるからどうだというふうな考えに立つておられるのではないかと思うのです。私はそれは少しも足りぬのじゃないか。そうではなくて、これは人命尊重というものはどんな零細企業であろうと、大企業であろうと同じだ、こういう基本線に立つてもらいたい。というのはなぜかと申しますと、最近東京の弁護士の方々も、たとえ自動車事故なんかで死んでいった人たちが、非常に小さい金で裁判する金もないので泣き寝入りしておる。そういう人々を何とかしようじゃないかという話まで出ておる。ということとは、そういう基本線がないからなんだ。自動車事故にあって死のうと、あるいはどこで死のうと、人命の尊重というのは同じだ。ところが、三十万の金で泣き寝入りしているのが現実じゃないか。ということとは、そういう小さい企業、零細企業で犠牲になった人はその生命は実に安い。それは人命尊重ではないと私は思う。だからどういふふうにして支払うかという問題は一時置いておいて、そしてたとえば子供が三人おたら、一番小さい人が二十歳なら二十歳になるまで生活を見なければならぬのだ。それを諮問しちゃどうですか、こういうわけですか。そうすると、諮問されたほうはそれを実現するために一体どうしたいのかという研究をされてくると思う。そうしないと、いままのように、千日分があるいは千二百日分上がるかもしれない。

あるいは千五百日分上がるかもしれない。ところが一方は五万円取っておった、ところが一方は一万五千元取っておった、そうすると、その人の生命の価値というものに開きが出てくるわけですか。だから、一つの線を引いて、それが最低線、それから上は会社の状態あるいはその他の状態にいいではないか、一定の線を、その基準線を示せば、自動車事故にあって人も、あるいは学生なんかで途中で死亡した人でも一応の線というものはできてくる。だから、そういう基本的な線を示して、この不幸な災害にあっての方々を救うことはできないか、こう聞いておるわけなんです。

○国務大臣(大橋武夫君) 御質問の趣旨よくわかりました。ただいま労働省では労災保険の改善をいたしまして、特に業務上の災害の範囲を拡張する必要はなからうか、特に通勤途上の事故に対して業務上の災害補償をする必要があるのではないかと、いふふうなことで検討を進めておる段階でございます。そうなりますと、いろいろこの交通事故などと工場内の事故などと当然同じ扱いにしなければならぬなります。そうすれば、一般の自動車保険における給付などもバランスをとらなければならぬというふうな新しい問題も生じてくると思つてございします。したがって、お説のように人命事故に対しては最小限度一律にこの程度までは出すべきだというふうなことを当然考へてしかるべき段階だと思つてございします。御趣旨はよくわかりましたので、なお検討いたしたいと思ひます。

○阿具根登君 それからもう一つ質問しておきたいと思ひますのは、これは炭鉱災害のときに、いつも労働省が所管すべきか、通産省が所管すべきであるかというのを論争しておりますが、もう今日のように各産業が高度に発達してまいりますと、これはもういまのままじゃいかぬのじゃないか。港湾で事故が起きた場合はこれは運輸省である、今日のようには化学産業で事故が起る、今日のようには通産省である、これは労働省にも責任があるけれども、こつた場合はこれは通産省である、今度は石炭は通産省であるというふうになるが、もうこの種のもは、労働省でできないとするならば、内閣なら内閣に一本の強力なものを持っておいて、それから下と下に流さなければならぬじゃないか。何か災害のあるたびに問題が起つてまいりますのは、この災害の責任者は会社である、使用者であるというところにきめつけられておる中で、使用者は、今日の川崎の昭電の事件でも、いち早くきよのラジオ等で、何のためにあれだけオートメーションで爆破したのかかわらない、新開でこれこれいわれているけれども、そういうことは認められない、会社側はこういふことをもうすでに発表しておるわけですか。まだ原因もわかっておらない。ここで聞いてもだれもわからない。それに会社側は会社側なりに、そういうことはあり得ない、新聞にはこれこれ三つの疑いがある、こう言っておるが、会社はそういうことは考えられませんが、会社はそういうことを盛んに言っておる。一番責任をとるべき人が最初からそういうことを否定してかかるといふことが、私はこの種災害に対してまた人命尊重を否定している、こ

よう。一日に二十人から死んでおるのですからね。ですから、もう少し人命尊重という問題について真剣に考えていただかねばならぬと思うのですが、その機構のあり方についてどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は災害防止対策につきましては、お述べになりましたように、いろいろな各省の権限が錯綜いたしておりまして、これにつきまして全般的に統括する機構が必要だということはお前々から言われておったところでありまして、私もその必要を痛感いたしておるのでございます。したがって、さしあたりの措置といたしましては、産業災害防止対策審議会、これは総理府設置法の一部改正案をお願いいたしております。これによりましてこの審議会を総理府に設けて、その活動を強化してまいりたいと思っております。この審議会の運用につきましては、先般総評からもいろいろ意見が出ております。内閣におきまして目下それらの意見に基づきまして、今後の運用につきましても万全を期して検討中でございます。私もこの審議会ができましたならば、これに全面的に協力いたしまして、その統制のもとに各省と手を握って進むような体制をとりたいと、かように考えておる次第でございます。

なお、昨日の事故に関しまして一言申し上げますと、私もああいう事故が起こりましたので、役所の人たちからいろいろ話を聞いてみたのでございますが、その感じたところを申し上げますと、石油化学という新しい産業部門につきましては、実は役所のほうではいままで残念ながらその装置並びにその危険性についての完全なる認識というものが必ずしも十分でなかったような気がいたしておるのでございます。従来から役所のほうではボイラーでありまして、あるいは工作機械等につきましては、これは昔からのものでございまして、相当権威ある人もおられますけれども、石油化学につきましては、新しい分野であるだけに、まだその方面の専門家がそろっていないという状況でございまして、このことの結果化学工業、ことに石油化学に対する危険防止対策というものは、私が聞いた範囲内においては完全とはいえないように思うのでございまして、そうしたことややはり今回の原因の一部に相なっていると思うのでございまして、労働省に関する限り、これらの新しい産業につきまして、急速に監督の基準を設けて、今後は重点的に監督いたしてまいりたい、そして二度とかような災害がないように万全の措置を講ずるようにはいたしたいと思っております。それらにつきましても、この総理府に設置される審議会等においてさらに検討をお願いし、労働省の方針についてさらに万全を期するようにはいたしてまいりたいと存じます。

○阿具根登君 もうこれでやめますが、この問題も通産大臣がおられたときに閣員なり私なりからずいぶん質問いたしましたから、もうやめますが、いま言われたように、今度のこの災害でも四キロも五キロも離れておるところに爆発音が聞こえて、そして震動するというような、こういう危険な爆発物が高圧ガス取締法で取り締まれないということこそ所管の省の人がぬけぬけと申しておるわけなんです。こんな危険な爆発物を消防署で取り締まるほかにいってやるんです。消防法で……高圧ガス取締法で取り締まれないと言っている。この定義に入っておらないというのです。これは科学の進歩が早いからおくれたのはやむを得ぬとしても、早急にひとつ取り締まり法律をつくってもらうように、そして保安につきましては、どこまでも万全ということにはございせん。まあ労働省も考えられておられるように五年間でこの半減です。これもなかなか困難だと思ふのですけれども、特に災害の起こったたびにこういう論争をしないように、十分なひとつ措置をとっていただくように特に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○向井長年君 先ほど通産大臣が言われたように思っておりますが、しかし私が質問しようとする問題につきましては、先ほどから閣員から、あるいは阿具根委員からほとんど言われましたので、重複を避けたいと思ひます。

労働大臣に一点申し上げたいことは、特に今回のこの災害について、先ほどいみじくもこの科学の進歩に従って危険防止のいわゆる技術的な措置が十分でないということが明確に言われております。したがって、これに尽きると思ひますけれども、しかしながら、特にこれは工場安全管理、あるいはまた労働管理の二つの不備というものがこの危険、いわゆる災害を起しておる、こう言えると思う。そこで問題は、この川崎の問題につきま

しては、死者がほとんど下請の下請の業者である。そこで特にこれは通産大臣も先ほど言われましたが、こういうシステムがいいかどうかということ、今後十分検討しなければいかぬ、こう言っておるわけなんです。そこで問題は、こういう大きな会社に対する施設増強なり、その他の問題について下請下請というふうに出すのですけれども、これに対する労働秩序、あるいは規律というものはどこでこれが監督されるものであるか、いわゆる危険物のそばでそういう下請の施設の仕事をさせるというところが、小さい下請の下請ならば、十分でない業者もあるわけですから、そういういわゆる労働管理あるいは労働秩序、あるいは危険の場合における監督、こういう問題はどこの責任を持ってやるのか、下請したところがやるのか、あるいは下請させたところの親会社かやるのか、あるいはその役所がやるのか、この点、まずどういうふうに考えておられるかお聞きしたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 従来からその点は労働基準法におきましても盲点とされておったところでございます。もちろん労働基準監督官が全般について監督上の全責任のありますことは、これは申すまでもございせん。問題はそこで働いておる労働者に対して保安上の責任をとる者はだれか、使用者としての保安上の責任をとる者はだれかという点でございます。この点が従来から労働基準法の盲点とされておったのでございまして、そのことがまたこの種の災害の発生予防の上において一つの隘路となっておったと思うのでございまして、そこで現在社労委員会にお

いて御審議をお願い申し上げておりますように、労働災害の防止に関する法律案におきましては、そうした場合の安全の責任をきめまして、その場合には第一次的に請け負ったところの業者、すなわち元請人が下請の労働管理についても安全上の全責任を負うという法律構成をいたしまして、従来の欠陥を補う運びをつけることにいたしております。

○向井長年君 その責任の所在はそういう形で明確になってくると思ひますが、しかし、こういう石油化学とか高度ないわゆる化学工業になってまいりますと、それに伴うところの監督というものは、やはり技術を習得した人が当たらなければならぬという結果になってくる。それで今回の場合においては一般の業者がそこで施設増強をやっている。しかも、どこに原因があるか、これから探究されたいと思ひますけれども、ほんとに現場で働く方はその部分的な技術を持っておつても、それに伴うところのいわゆる技術というものは非常に不足しておるんじゃないか、したがって、それに対しては十分技術を持った監督官が必要である。そういう意味において少なくとも請負者の中に必要であると同時に、請け負わしたところの親会社自身がそれに対する高度な技術を持った技術監督者がついて、これに対処するところの指導をすべきじゃないか。このきのうの事故の場合においてはそういう監督者がいなかったんじゃないか、こういう感じを持つわけなんです。そういうことをわれわれ考えるわけですが、こういう点いかがですか。

○国務大臣(大橋武夫君) その点は私

も全く同感に存じます。役所のほうの監督官と申しまして、何ぶん最新化学の工業でございまして、適当な知識を持った者が必ずしも十分にはおりません。したがって、これにつきましてはどうしても現場に直接してある技術者、それが工場の技術者でありまして、あるいは諸君人側の技術者でありまして、そういう人に技術的な責任を持ってもらうという事は、これは絶対的に必要な事柄だと思ひます。その点につきましては、現在の法律においても明確な規定はございせんし、御審議をいただいております。元請人の責任だといふことだけでは足りておりません。現実には技術者のない場合にはどうするかという規定もいたしてございせん。これは全く私どもも今度の事故によりまして、初めて大きな欠陥があるといふことに留意いたしましたわけでございます。これにつきましては至急検討いたしました。急速に何らかの措置、また必要ならば法的措置を講じなければならぬ、かように存じます。

○上原正吉君 阿具根委員の質問に関連いたしましたお尋ね申し上げたいのですが、御質問の数々をここに拝聴しております。たいへん心を打たれたわけでございます。そして私考えます。に、災害を防止するといふことは非常に大事なことでございまして、非常にも、そうしてまたこの災害防止が各省の管轄に分かれておりまして、なかなかうまく運用されないといふこともさもありなと思われまふ。大事なことは、災害の発生を防ぐことにあることは間違いない。それでも起こった災害に対しては、何より大事なことは災害を補償するといふことだと思ひます。さうして災害の補償は、各省に分かれて管轄が違ふなどということがあるはずのないものでございまして、幸ひ労働大臣御出席ですから、発生した災害に対しては企業の責任なり、場合によつては国の責任なりにおいて十分の補償をやらすべきである、こう思ひます。この点は労働省一本でやるべきだと思ひます。ぜひひとつこの際お考えをいただいて、労働者の生命が失われても、たつた千日分の給料しかもらえないなんていうことは、安心して私は国のために、社会のために働くことが不可能じゃないかと思ひます。もう少ししっかりとしたもの、労働大臣の責任において確立すること、この機会にひとつお願いしておきたいと思ひます。お考えのほどを承りたいと思ひます。

○岡三郎君 ちよつと一つだけ。さっきの下請のことですがね、たとえば政府が、また会社が仕事を請け負わせますね、そのときに単価というものがあつた。たとえば学校を建てさせるときに一応の基準単価というものがあつた。まあ大体安いのが普通ですがね。それを元請が受けて、さうして下へこれをまたおろす、それから入札でもしたときに、全体を見て、まあこの工事ならばこのくらい金がなければ安全工事はできぬと、基本的な要素を含めて、ところが、元請が受けて下へくるときには実際の単価が減つてやつていくといふこの事実です。実際はだから表は単価になつてはいるけれども、下請にいわばその単価はおろせぬ。これは詐欺的行為に私はなると思ひます。政府自体もおかしいと思ひます。その人間が受けたらその人間が一貫して仕事をし、責任をもつてやればいいのに、下請におろすときには頭をはねて下請に受けさせる。これは一体何のために単価をきめて予算措置をするのか、また仕事をさすほうもこれだけ実際にかかるのだから、これだけ金を出さうといふて、実際はさうじゃなくて、下のほうで粗漏工事とか、危険工事といふものが出てくるというふうな点について、これは労働大臣に伺ふことはおかしいか知らんけれども、根本的な問題が私はあると思ひます。これは建設省なんかにおいで、この工事をやるといふと、ばらばらになつてはどうもいかんからというので、大きなところをばらばらに請け負わして、大きなところはそれを今度こまかい会社になんややつて、下はばらばら工事になつてはいるのです。国としてはばらばらではいかんから大きなところへやらせるといふても、大きいところは実際には下のほうをばらばら工事です。さういふことばらばらでないのかと思ひます。

○岡三郎君 ちよつと一つだけ。さっきの下請のことですがね、たとえば政府が、また会社が仕事を請け負わせますね、そのときに単価というものがあつた。たとえば学校を建てさせるときに一応の基準単価というものがあつた。まあ大体安いのが普通ですがね。それを元請が受けて、さうして下へこれをまたおろす、それから入札でもしたときに、全体を見て、まあこの工事ならばこのくらい金がなければ安全工事はできぬと、基本的な要素を含めて、ところが、元請が受けて下へくるときには実際の単価が減つてやつていくといふこの事実です。実際はだから表は単価になつてはいるけれども、下請にいわばその単価はおろせぬ。これは詐欺的行為に私はなると思ひます。政府自体もおかしいと思ひます。その人間が受けたらその人間が一貫して仕事をし、責任をもつてやればいいのに、下請におろすときには頭をはねて下請に受けさせる。これは一体何のために単価をきめて予算措置をするのか、また仕事をさすほうもこれだけ実際にかかるのだから、これだけ金を出さうといふて、実際はさうじゃなくて、下のほうで粗漏工事とか、危険工事といふものが出てくるというふうな点について、これは労働大臣に伺ふことはおかしいか知らんけれども、根本的な問題が私はあると思ひます。これは建設省なんかにおいで、この工事をやるといふと、ばらばらになつてはどうもいかんからというので、大きなところをばらばらに請け負わして、大きなところはそれを今度こまかい会社になんややつて、下はばらばら工事になつてはいるのです。国としてはばらばらではいかんから大きなところへやらせるといふても、大きいところは実際には下のほうをばらばら工事です。さういふことばらばらでないのかと思ひます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後三時三十三分散会

六月十一日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月八日)

一、電気事業法案

電気事業法案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 事業の許可(第三条・第十七条)

第二節 業務

第一款 供給(第十八条・第二十七條)

第二款 広域的運営(第二十八條・第二十九條)

第三款 監督(第三十條・第三十四條)

第三節 会計及び財務(第三十五條・第四十條)

第四節 電気工作物

第一款 工事計画及び検査(第四十一條・第四十七條)

第二款 保安(第四十八條・第

五十七條

第五節 土地等の使用（第五十八條―第六十五條）

第三章 電気事業用以外の電気工作物

第一節 一般用電気工作物及び自家用電気工作物（第六十六條―第七十四條）

第二節 指定調査機関（第七十五條―第八十五條）

第四章 雑則（第八十六條―第九十條）

第五節 罰則（第九十一條―第九十九條）

附則（第一百條―第一百九條）

第八十五條 第六十七條第四項及び第五項の規定は、指定調査機関に準用する。

第四章 電気事業審議会及び電気主任技術者資格審査会

第八十六條 通商産業省に、電気事業審議会を置く。

第八十七條 電気事業審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、電気事業に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、電気事業に関する重要事項について、通商産業大臣に建議することがあるときは、これを尊重しなければならない。

第八十八條 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

第八十九條 審議会の委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることがある。

4 審議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第九十條 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

第九十一條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができ

第九十二條 審議会の庶務は、通商産業省公益事業局において処理する。

第九十三條 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

（電気主任技術者資格審査会）

第九十四條 通商産業省に、電気主任技術者資格審査会を置く。

第九十五條 電気主任技術者資格審査会（以下「審査会」という。）は、電気主任技術者国家試験を行なうほか、通商産業大臣の諮問に応じ、電気主任技術者の資格に関する事項を調査審議する。

2 審査会は、電気主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣に意見を述べることがある。

第九十六條 審査会は、委員三十人以上以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるために、審査会に、専門委員を置くことができる。

第九十七條 審査会の委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び電気技術に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、審査会の委員のうち一人を会長として指名し、会長は、会務を総理する。

第九十八條 第八十九條第二項及び第三項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された審査会の委員に準用する。

第八十九條第四項の規定は、審査会の委員及び専門委員に準用する。

第九十九條 この章に定めるもののほか、審査会

の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章 雑則

（許可等の条件）

第八十六條 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することがある。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（発電水力）

第八十七條 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要な調査を行なわなければならない。

第八十八條 通商産業大臣は、発電水力の開発上必要があると認めるときは、水力を原動力とする発電用の電気工作物を設置している者に對し、その電気工作物を設置している河川について、通商産業省令で定めるところにより、その流量を測定し、その測定の結果を報告すべきことを命ずることができる。

第八十九條 都道府県知事は、河川法（昭和三十九年法律第 号）第二十三條、第二十四條、第二十六條又は第二十九條第二項の許可の申請があつた場合において、その申請が発電水力の利用のためのものであるときは、意見を附して通商産業大臣に報告し、通商産業大臣の意見を求めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定によ

り意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとする。

3 通商産業大臣は、都道府県知事に對し河川法第二十三條、第二十四條、第二十六條又は第二十九條第二項の許可の申請があつた場合（第一項に規定する場合を除く。）において、発電水力の有効な利用を確保するため必要があると認めるときは、その都道府県知事に對し、これらの規定による処分に關し必要な勧告をすることがある。

（電気工作物検査官）

第九十條 通商産業省に、電気工作物検査官を置く。

2 電気工作物検査官は、第四十三條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十五條第一項若しくは第三項、第四十六條第一項若しくは第三項又は第四十七條（第七十四條第二項において準用する場合を含む。）の検査に關する事務に従事する。

3 電気工作物検査官の資格に關し必要な事項は、政令で定める。

（監査）

第九十一條 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第九十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物

を設置する者又は指定調査機関に對し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第九十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所の他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器的な接続をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

4 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定によ

る権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公聴会)

第九十四条 通商産業大臣は、第三條第一項(一般電気事業に係るものに限る)、第八條第一項(供給区域の増加に係るものに限る)、第十九條第一項又は第二十三條第二項(供給規程に係るものに限る)の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

(聴聞)

第九十五条 通商産業大臣は、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第二項又は第八十三條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べ、機会を与えなければならない。

第九十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(苦情の申出)

第九十七条 一般電気事業者の電気の供給又は指定調査機関の調査業務に

関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができ、
2 通商産業大臣は、前項の申出があったときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(手数料)

第九十八条 次の表の上欄に掲げる者(国を除く)は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納付しなければならない者	金額
一 第四十三條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む)の検査を受けようとする者	三十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	十万円
ロ その他の電気工作物	十万円
二 第四十五條第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
三 第四十六條第一項又は第三項の検査を受けようとする者	十万円
イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物	三十万円
ロ その他の電気工作物	五万円
四 第四十七條(第七十四條第二項において準用する場合を含む)の検査を受ける者	一万五千元
五 第五十四條第四項第二号の規定による認定を受けようとする者	八百円
六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者	千五百円
七 主任技術者免状の交付を受けようとする者	四百円
八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(経過措置)

第九十九条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(権限の委任)

第一百条 この法律の規定により通商

産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第五章 罰則

第一百一条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電

を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

第一百二條 第三條第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百三條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四條第一項の規定に違反して電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十八條第一項又は第三項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第十八條第二項又は第四項の規定に違反して電気を供給した者

第一百四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項の規定に違反して電気工作物を変更した者

二 第十二條第一項の規定に違反して一般電気事業以外の事業を営ん

だ者
三 第二十一條、第二十二條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反して電気を供給した者

四 第三十條、第三十一條、第三十二條第一項、第六十七條第三項又は第七十九條第二項の規定による命令に違反した者

五 第四十一條第一項又は第七十條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

六 第四十九條(第七十四條第二項において準用する場合を含む)の規定による命令又は処分違反した者

七 第五十三條第一項又は第七十二條第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

第一百五條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだ者

二 第二十七條の規定による命令又は処分違反した者

三 第四十二條第二項又は第七十一條第二項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

四 第四十三條第一項(第七十四條第一項において準用する場合を含む)、第四十五條第一項若しくは第三項又は第四十六條第一項若しくは第三項の規定に違反して電気工作物を使用した者

第一百六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第四項(第八條第四項において準用する場合を含む)、第

十一 条第二項、第二十九條第一項若しくは第三項、第四十一條第四項若しくは第五項、第五十二條第一項若しくは第二項（これらの規定を第七十四條第三項において準用する場合を含む）、第五十三條第二項、第六十九條第二項、第七十條第四項若しくは第五項又は第七十二條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十條の規定に違反して揭示をしなかつた者

三 第二十六條第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 第四十二條第一項又は第七十一條第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

五 第四十七條（第七十四條第二項において準用する場合を含む）又は第九十三條第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第五十二條第三項（第七十四條第三項において準用する場合を含む）の規定による命令に違反した者

七 第六十七條第四項（第八十五條において準用する場合を含む）の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

八 第六十七條第五項（第八十五條において準用する場合を含む）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

九 第六十八條の規定による命令又

は処分に違反した者

十 第八十八條又は第九十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百一十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第二百一十條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二百一十條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十三條第一項、第三十五條、第三十八條第一項若しくは第二項又は第三十九條ただし書の規定に違反した者

二 第三十六條又は第三十七條の規定による命令に違反した者

第二百一十條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條第二項、第九條、第七十三條、第七十八條第二項又は第八十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第五十五條の規定による命令に違反して主任技術者免状を返納しなかつた者

附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十六項の通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第二十五條第一項の改正規定中石炭対策連絡協議会の項の次に

電気事業審議会の項を加える部分は、公布の日から施行する。

26 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十三号中「融通につき契約を認可し」を「供給に関し契約を許可しに改める。

第二十五條第一項の表中「電気事業主任技術者資格検定審議会」を「電気主任技術者の資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。」を「電気主任技術者資格審査会」電気主任技術者国家試験を行ない、及びその資格に関する事項を調査審議すること。」に改め、石炭対策連絡協議会の項の次に次のように加える。

電気事業審議会 電気事業に関する重要事項を調査審議すること。

昭和三十九年六月二十日印刷

昭和三十九年六月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局